

報告第15号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	平成28年9月28日 午後4時10分頃 飛騨市古川町太江地内 主要地方道神岡河合線	
事故の概要	飛騨市スクールバス運行委託先・ニュー飛騨観光バス(株)運転手が、スクールバス古川3号車を太江線Uターン指定場所で時速約5kmでバック走行した際に後方確認を怠り、停車中の相手車フロントバンパーに接触し、損傷させた。	
相手方	[REDACTED]	
事故の種類	人 身	物 損
相手方損害額	—	204,000円
市の過失割合		100%
損害賠償金	—	204,000円
内 訳	保険金	204,000円
	一般財源	0円
専決年月日	平成28年11月2日 専決第8号	